

普通預金規定等への暴力団排除条項の導入について

青森県信用組合は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力（注1）との関係遮断のための取組みを推進しております。

この取組みの一環として、普通預金規定をはじめとする各種お取引規定に暴力団排除条項を盛り込むとともに、普通預金口座開設など各種取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力には該当しないことを表明・確約（注2）していただきます。お客様におかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただくとともに、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 実施日

平成23年12月1日（木）

2. 対象規定

当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口座）・普通預金規定・無利息型普通預金規定
貯蓄預金規定・通知預金規定・納税準備預金規定・定期性総合口座取引規定・定期預金共通規定
期日指定定期預金規定・自動継続期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金（M型）規定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定・自由金利型定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金規定・変動金利定期預金規定・自動継続変動金利定期預金規定
据置期間後解約自由定期預金規定・自動継続据置期間後解約自由定期預金規定
積立定期預金規定・財産形成期日指定定期預金規定・財形住宅預金規定・財形年金預金規定
定期積金規定・譲渡性預金規定・貸金庫規定

3. 取組内容（概要）

- (1) 各種お取引新規申込時にお客様が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、お取引をお断りいたします。
- (2) お客様が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、すべてのお取引、ご契約を解約させていただきます。

（注1）反社会的勢力

1. お客様が、次のいずれかに該当する場合、または該当したことが判明した場合
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

（注2）反社会的勢力には該当しないことの表明・確約

お客様が、普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、貸金庫取引をお申込みの際に、反社会的勢力に現在および将来にわたっても該当しないことを表明し、確約していただきます。

以上